平成２９年（フ）第３３号
沖縄県うるま市字赤野1249番地６
債務者　知念香代美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第８１８号
東京都台東区台東３丁目43－６－402、申立時の住所東京都文京区湯島３丁目34－２－201
債務者　山崎　麗子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５号
静岡市清水区大坪２丁目５番15号　久保田ビル207、旧住所静岡市清水区西高町１番１号コーポエス308号
債務者　山本友賀里
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８５号
大阪市東住吉区西今川１丁目８番15―306号
債務者　上田　　勉
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３２号
大阪府門真市三ツ島２丁目16番20―204号
債務者　西本　京太
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５０号
大阪市福島区福島７丁目16番16号　三富久荘い号
債務者　長井　昭浩
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９３号
大阪市城東区蒲生３丁目８番19号　千寿シーク６　303号、前住所大阪市城東区蒲生２丁目７番39―103号
債務者　塩崎　奈月
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０号
沖縄県うるま市勝連平安名369番地
債務者　東仲村正明
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４号
熊本県山鹿市平山2823番地
債務者　渡邉　芳隆
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第２６９号
相模原市南区相武台団地２丁目７番３－43号、商業登記簿上の本店所在地川崎市宮前区菅生２丁目25番12号
破産者　有限会社テクニカル・イー・シー
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４９１号
大阪府茨木市安威１丁目15番１号
破産者　株式会社奥谷工務店
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９８号
（最後の住所）大阪府東大阪市横小路町３丁目８番27号
破産者　被相続人亡三木正信相続財産
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８５号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目８番６号
破産者　有限会社コモトレーディング
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８９号
大阪市北区西天満４丁目15番18号
破産者　昭和都市開発株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１号
岡山県笠岡市十一番町11番地
破産者　笠岡青果株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１号
千葉県南房総市富浦町多田良1290番地37
破産者　株式会社桃屋商事
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部